

平成 16 年 6 月 9 日

教育基本法改正促進委員会

新教育基本法の大綱

前 文

世界の平和と繁栄、及び自然との共生の実現が人類共通の課題である旨を述べ、日本国民はその解決のために、自然との調和、伝統の尊重、多様な価値の受容と共存に代表される自然観、生命観、倫理道德等の独自の文化を拠り所とする歴史的使命を有していること、そしてこの使命の遂行のためには教育の意義が極めて重大である旨規定する。

教育の目的

教育は人間の内在価値を開発して、共同体の関わりの中で人格を陶冶し、社会・国家、ひいては世界に貢献する日本人を育成することが目的である旨規定する。

更に伝統と文化の尊重、愛国心の涵養、道徳性の育成が重要である旨規定する。

教育の方針

教育は、家庭や学校だけでなく、あらゆる機会、あらゆる場所で行われるべき旨規定する。

国は国民の自由と権利を尊重し、国民が国家の一員としての責任を自覚して、文化の創造と発展に貢献するよう、努めなければならない旨規定する。

国は教育の目的を達成するため、初等中等教育における教育内容を定め、評価の責務を負う旨規定する。

教育の機会均等

国民には、その能力に応じてひとしく教育の機会が与えられ、人種、信条、性別、障害などによって差別されない旨規定する。

国は意欲と能力がありながら、経済的理由で修学困難な者への奨学の方策を講ずる旨規定する。

男女は、互いにその特性を活かして、相互に協力し合う旨規定する。

義務教育

国民は公民を育成するため、保護する子供に一定期間の義務教育を受けさせる責務を負う旨規定する。

義務教育に対する最終的な責任は、国が負う旨規定する。更に国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育の授業料は無償とする旨規定する。

家庭教育

家庭教育は教育の原点であり、保護者は子供を教育する第一義的責任を有する旨規定する。

家族の絆を強化し家庭教育の充実を図るため、国及び地方公共団体は、適切な支援策を講じる責務を有する旨規定する。

高等教育

高等教育の目的として、学術の中心として学問の自由を尊重し、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる旨規定する。

高等教育機関は、教育及び研究水準の維持向上を図り、高等教育の目的及び使命を達成するよう努めなければならない旨規定する。

学 校

法律に定める学校での教育活動は、公の性質を持つ旨規定する。

地方公共団体は、地域の特性と実情とに応じて、独自の学校設置基準を定めることができる旨規定する。

国および地方公共団体は、学校・地域・家庭の緊密な連携と協力が図られるよう努める旨規定する。

教 員

法律に定める学校の教員は、法令を遵守し、国民から負託された崇高な使命を自覚し、資質と能力の向上を図り専門性を高め、職責の遂行に努めなければならない旨規定する。

国及び地方公共団体は、教員の身分を尊重し、待遇の適正を図る旨規定する。

教員は教育活動の全領域について、適切な指導と評価を受ける旨規定する。

社会教育

国及び地方公共団体は、地域等で行われる社会教育、生涯学習、及び職業教育の振興に努める旨規定する。

公民教育

公民教育は、国民が社会における自己の責任を自覚し、国家社会の発展に積極的役割を担うことを目的とする旨規定する。

公民教育の意義として、良識ある公民育成のための政治的教養を重視する旨規定する。

法律に定める学校は、公の性質を持つものであり、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない旨規定する。

宗教教育

宗教教育は、宗教に関する理解を深め、宗教への寛容の態度を養うことを重視しなければならない旨規定する。

道徳の根底を支え、人格形成の基盤となる宗教的情操の涵養は、教育上尊重されなければならない旨規定する。

公立学校の宗教教育は、特定の宗派教育に偏しないよう配慮すべき旨規定する。

環境教育

自然を尊び、自然との一体感の中で生きてきた日本人の伝統は、永く継承されるべき旨規定する。

地球環境を保全するための環境教育は、幼児から成人に至るあらゆる段階で行われる旨規定する。

私学振興

私学の振興のため、国及び地方公共団体は、私立学校において行われる教育の多様性を認め、自主性を尊重し、公共性の向上を図り、私学の健全な発達に努める旨規定する。

教育行政

国及び地方公共団体が行う幼児教育から高等教育までの役割は、法律で定める旨規定する。

地方公共団体は、国の定めた初等中等教育に関する施策を推進するとともに、地域の特性を生かした独自の施策を立案遂行することができる旨規定する。

地方公共団体の首長及び議会は、教育の目的を実現するため、地方教育行政に積極的に寄与する旨規定する。

補 則

この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない旨規定する。